城里町危険ブロック塀等撤去補助事業
申請の手引き

令和４年度４月

城里町都市建設課

目次

１　補助事業の概要
　１）申請における注意事項
　２）補助の対象とするブロック塀等（危険ブロック塀等）
　３）補助金の交付の対象となる事業（補助事業）
　４）補助の対象者
　５）補助金の交付額

２　申請の流れ

３　申請書等の添付書類について
　１）事前相談依頼書
　２）交付申請書
　３）変更等承認申請書
　４）実績報告書
　５）請求書
４　相談・申請書類チェックリスト

５　申請書等記入例

６　添付書類参考例

１　補助事業の概要

１）申請における注意事項

１．補助金を受けるにあたっては，都市建設課と事前相談が必要となります。
２．撤去・改修等済みのブロック塀等への補助金交付は出来かねます。ご了承ください。
３．補助事業に係る施工業者（城里町内に本店、支店若しくは営業所を有する建設業者、解体工事業者）との契約の締結は、城里町から補助金の交付決定通知書を受けてからとしてください。
４．事前相談及び申請受付後の審査には期間を要しますので，余裕を持った計画を立ててください。
５．国や町の予算等の状況によっては，予定期間より事業期間が短くなる可能性もあるため，お早めにご相談ください。

２）補助の対象とするブロック塀等（危険ブロック塀等）

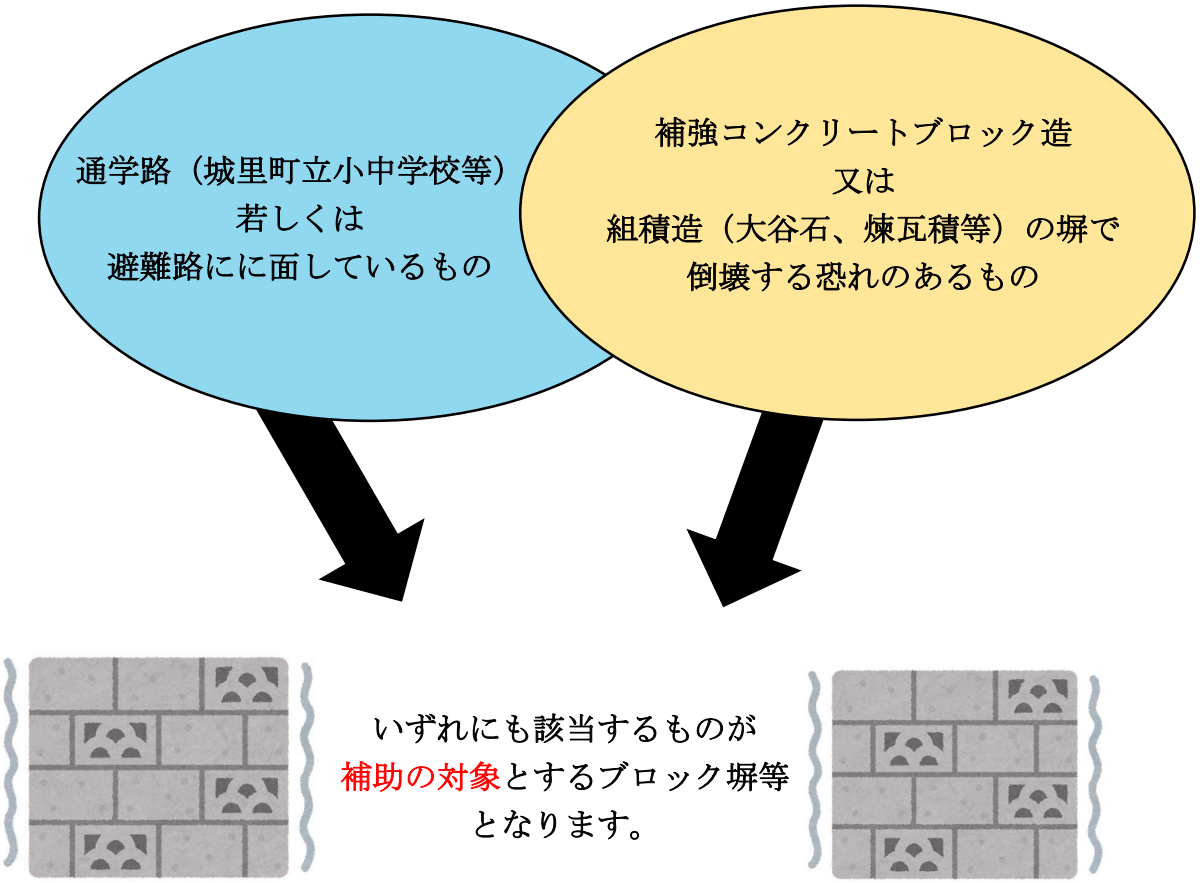

３）補助金の交付の対象となる事業（補助事業）

次の(1)～(8)の要件を全て満たし，

(1)　城里町の区域内に存すること。
(2)　道路面からの高さが 80 センチメートルを超えるものであること。
(3)　販売を目的とした土地に存するものでないこと。
(4)　建築基準法第９条第１項又は第７項の規定による命令の対象となっていないこと。
(5)　既に同様の補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。
(6)　一部を除却する場合にあっては，除却しない部分について，地震による倒壊の危険がないと認められること。
(7)　ブロック塀等が道路改良その他の公共事業による補償の対象でないこと。
(8)　原則として，第８条に規定する通知を受けた後に工事に着手し，申請年度の１月末までに工事を完了し，かつ，補助金の交付請求を行う者ができる者であること。

城里町に本店，支店若しくは営業所を有する**建設業者**(※1)，**解体工事業者**(※2)が施工する**危険ブロック塀等**を**撤去**（全部若しくは一部）する工事が**対象**となります。

※1　建設業の許可を有している業者
※2　解体工事業の登録をしている業者

●撤去せずに残る既存ブロック塀等について

申請時に残置する既存ブロック塀等が「倒壊の危険性がないもの」であることの確認が必要となりますので，計画をご提示ください。

倒壊の危険性がないもの …例）道路面からの高さが80cm以下

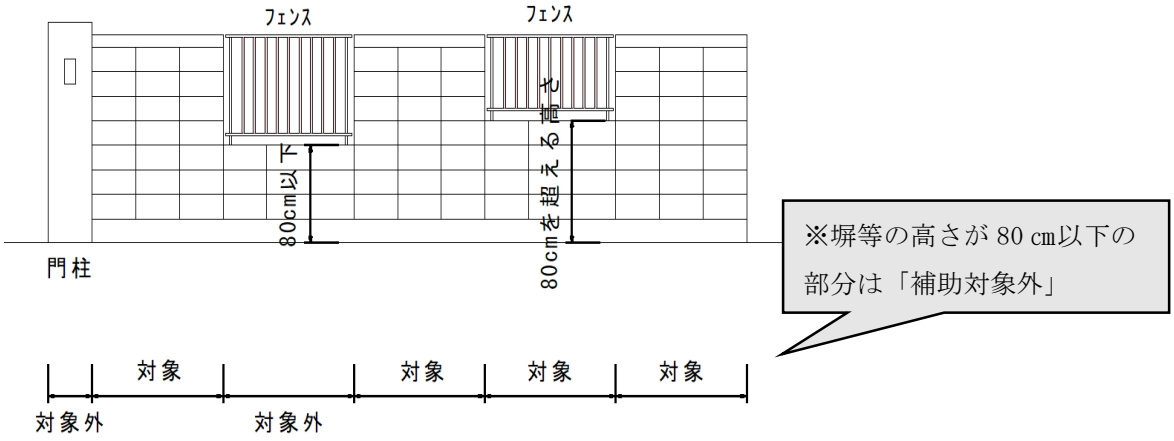

倒壊の危険性への対策を行う……例）追加の控え壁を設置する等

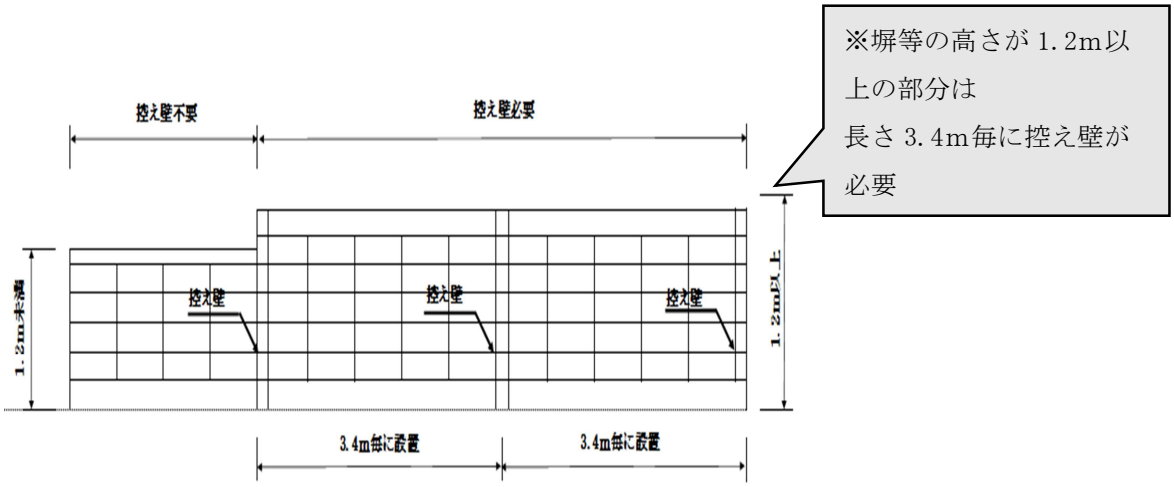

４）補助の対象者

危険ブロック塀等の<u>所有者</u>又は<u>共有者</u>となります。

※補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物である場合は、申請の際に他の共有者の同意が必要となります。

５）補助金の交付額

次のア～ウに掲げる金額のうち、最も低い金額

ア　：補助対象経費（補助事業に要する額）の２／３
イ　：撤去する危険ブロック塀等の延長×１４，０００円／ｍ×２／３
ウ　：２００，０００円（上限額）
※１，０００円未満の端数は切捨てとなりますので注意願います。

【　補助金の計算例　１　】
長さ10ｍのブロック塀等の撤去工事の場合
ア：150,000 円（見積金額）×2／3＝100,000 円
イ：10m（延長）×14,000 円／m ×2／3＝93,000 円
ウ：200,000 円（上限額）
⇒補助金額は、イの93,000 円となります。

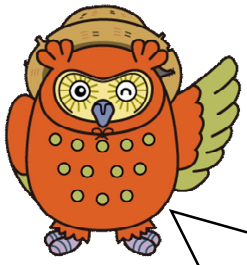

【　補助金の計算例　２　】
長さ25ｍのブロック塀等の撤去工事の場合
ア：340,000 円（見積金額）×2／3＝226,000 円
イ：25m（延長）×14,000 円／m ×2／3＝233,000 円
ウ：200,000 円（上限額）
⇒補助金額は、ウの200,000 円となります。

【 参考事例 】

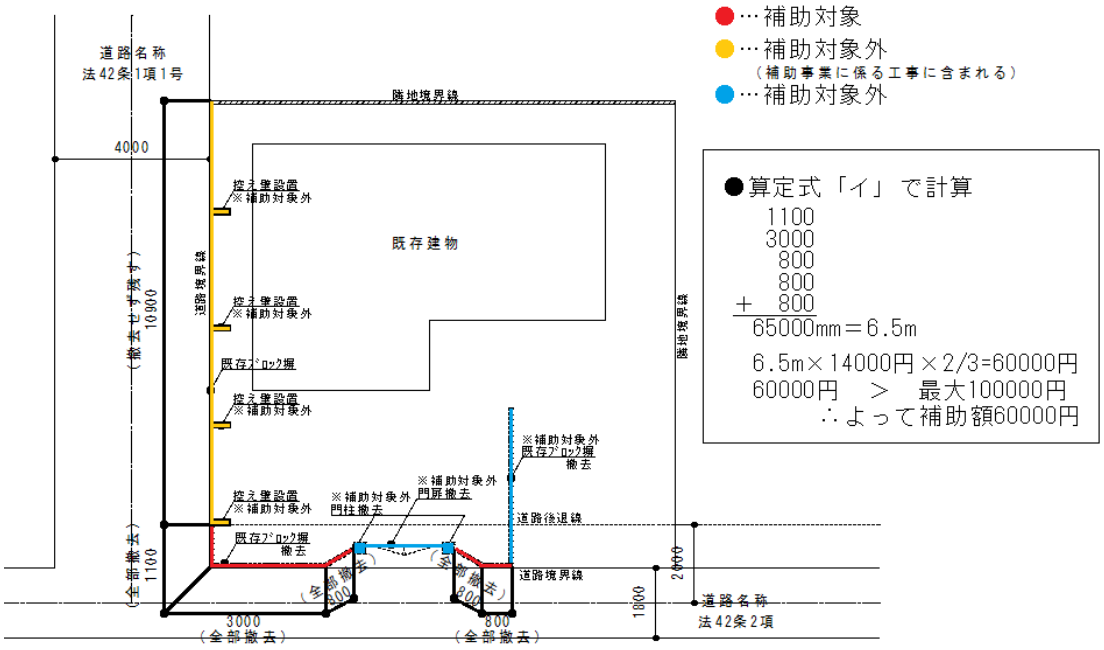
●…補助対象
●…補助対象外
（補助事業に係る工事に含まれる）
●…補助対象外
道路名称
法42条1項1号
隣地境界線
4000
控え壁設置
※補助対象外
既存建物
道路境界線
（撤去せず残す）
10900
既存ブロック塀
※補助対象外
既存ブロック塀
撤去
※補助対象外
門扉撤去
※補助対象外
門柱撤去
道路後退線
（全部撤去）
1100
既存ブロック塀
撤去
（全部撤去）
800
（全部撤去）
800
道路境界線
2000
1000
道路名称
法42条2項
3000
（全部撤去）
800
（全部撤去）
●算定式「イ」で計算
1100
3000
800
800
＋ 800
65000mm＝6.5m
6.5m×14000円×2/3=60000円
60000円 ＞ 最大100000円
∴よって補助額60000円

２　申請の流れ

①～⑤は申請者が町へ書類を提出します。

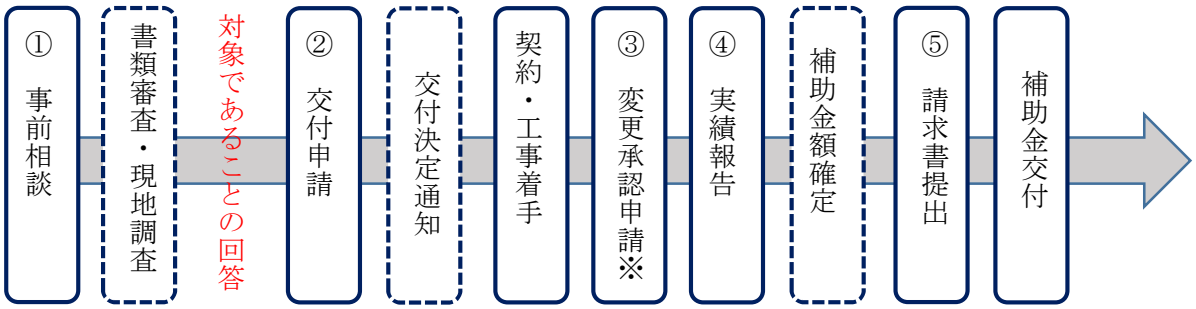

※変更承認申請は申請内容に変更があった場合のみ必要　　**町が行う事務手続き**

①事前相談

補助金の交付申請を行う場合は、申請の前に必ず事前相談を行ってください。**【事前相談依頼書】**を提出いただくと、城里町の職員が現地に伺い、撤去工事を行おうとするブロック塀等の現地確認や、面している道路の調査を行い、補助の対象となるブロック塀等（危険ブロック塀等）に該当するかどうかを判定します。

②交付申請

事前相談で補助対象になる回答を受けた方は**【危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）】**に必要書類を添付のうえ提出してください。

補助事業に係る施工業者との契約の締結、工事の着手は通知を受け取ってからとなります。

③変更承認申請　※申請内容に変更があった場合のみ必要

交付決定後、申請内容に変更があった場合は、速やかに**【危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第4号）】**に必要書類を添付のうえ提出してください。

④実績報告

交付決定の通知を受けた方は、撤去工事完了後、**【危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第6号）】**に必要書類を添付のうえ提出してください。

⑤請求書提出

交付確定の通知を受けた方は、**【危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第8号）】**を提出してください。

３　申請書等の添付書類について

①事前相談

ア　事前相談依頼書

②交付申請

ア　危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第1号）

イ　付近見取り図

ウ　補助事業の内容が分かる書類

エ　現況を示す明瞭な写真

オ　対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し

カ　申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書（様式は任意）

キ　危険ブロック塀等の存する土地の登記事項証明書

ク　町長が必要と認める書類

③変更等承認申請書

ア　危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第4号）

イ　町長が必要と認める書類

※上記以外にも、必要に応じて他の書類の添付をお願いする場合があります。

④実績報告書

ア　危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第6号）

イ　補助事業に係る契約書の写し

ウ　補助事業に係る領収書等の写し

エ　撤去工事中及び撤去工事完了後の危険ブロック塀等の写真

オ　産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物の処分に係る経費を補助対象経費としている場合に限る。）

カ　町長が必要と認める書類

⑤請求書

ア　危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第８号）

4　相談・申請書類チェックリスト

	✔欄	必要書類	備考欄
①事前相談	□	事前相談依頼書	添付書類なし
② 交 付 申請	□	危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書（様式第 1 号）	下記①～⑦を添付
	□	① 付近見取り図	相談地の場所を明示
	□	② 補助事業の内容が分かる書類 ・ブロック塀の構造、高さ及び延長を示す図面（平面・立面・断面）	計画図面等
	□	③ 現況を示す明瞭な写真	
	□	④ 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し ・内訳の明細及び施工業者等の押印があるものに限る。	対象部分と対象外部分の項目が分けられたもの
	□	⑤ 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書（様式は任意）	任意様式
	□	⑥ 危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書	水戸地方法務局発行の地紋紙（3 か月以内発行）
	□	⑦ 町長が必要と認める書類	必要に応じて相談
③ 変 更 等 承 認 申請書	□	危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書（様式第4号）	
	□	町長が必要と認める書類	変更内容が確認できる資料
④ 実 績 報告書	□	危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書（様式第6号）	下記①～⑤添付
	□	① 補助事業に係る契約書の写し	
	□	② 補助事業に係る領収書等の写し	
	□	③ 撤去工事中及び撤去工事完了後の危険ブロック塀等の写真	
	□	④ 産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物の処分に係る経費を補助対象経費としている場合に限る。）	
	□	⑤ 町長が必要と認める書類	必要に応じて相談
⑤ 請 求 書	□	危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書（様式第8号）	

5　申請書等記入例

1）事前相談依頼書

申請日を記入

（参考様式）

令和４年　４月　１日

城里町長　　様

認印可

住　　所　　城里町○○○

名　　称　　○○○　　○○○　　㊞

法人の場合は、代表の氏名を記入

代表者職・氏名

連絡先　　０２９-□□□-□□□□

城里町危険ブロック塀等撤去補助金事前相談依頼書

申請予定のブッロク塀の所在地を記入

危険ブロック塀等の所在地	城里町○○○	
撤去の種別	☑全部撤去　　□一部撤去	
危険ブロック塀等の概要	構造	□　組積造（石造，れんが造等） ☑　補強コンクリートブロック造
	道路面からの高さ	１．８５　　m
	延長	２１．０４　　m （撤去を行う対象危険部分の延長　２１．０４　m）
回答連絡先	住　所　　城里町○○○ 氏　名　　○○○　　○○○ 電　話　　０９０－□□□□－□□□□ （事前相談の回答はこちらにご連絡しますので，日中つながる番号を記入してください。）	
工事着手予定日	令和　４　年　　△月　○○日	
備考		

相談依頼時点の工事予定日を記入

注意　補助金の交付の対象となる撤去工事を実施する場合は，別途補助金の交付申請手続きが必要となります。

２）交付申請書

様式第１号（第７条関係）

申請日を記入 → 令和４年　５月　１日

城里町長　　様

住　　所　　城里町〇〇〇

名　　称

法人の場合は、代表の氏名を記入 → 代表者職・氏名　〇〇〇　〇〇〇　㊞ ← 認印可

連絡先　　０２９-□□□-□□□□

危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書

危険ブロック塀等撤去補助金の交付を受けたいので、城里町危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第７条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

申請予定のブロック塀の所在地を記入

補助対象部分で残す塀等がある場合は「一部撤去」を選択

１　危険ブロック塀等及び補助事業の概要

危険ブロック塀等の所在地	城里町〇〇〇	
撤去の種別	☑全部撤去　□一部撤去	
危険ブロック塀等の概要	構造	□　組積造（石造，れんが造等） ☑　補強コンクリートブロック造
	道路面からの高さ	１．８５　m
	延長	２１．０４　m （撤去を行う対象危険部分の延長　２１．０４　m）
ブロック塀等の所有状況	□　単独所有　　□　共有 共有の場合は，撤去について，共有者全員の同意書が必要となります。	
補助事業を施工する者	住所又は所在地　城里町〇〇〇番□号 氏名又は名称　㈱〇〇建設 建設業の許可番号又は解体工事業の登録番号　（大臣）第　〇△□〇　号	
補助事業の予定期間	令和　４　年　６　月　１　日から令和　４　年　６　月　１５日まで	
補助事業に要する費用の総額	３４０，０００　円	
補助事業に要する費用のうち対象危険部分の撤去に要する費用	３４０，０００　円	
交付申請額	２００，０００　円	

・組積造とは：大谷石や煉瓦（ﾚﾝｶﾞ）等の石材を積み上げて造られた塀です。
・補強コンクリートブロック造とは：コンクリートブロックを鉄筋で補強しモルタルを充填しながら積み上げて造られた塀です。

図面と整合

・危険ブロック塀等の全長
・そのうち撤去する部分の延長

施工業者の所在地及び建設業の許可の有無に注意

危険ブロック塀等を撤去する費用のほか，控え壁の追加設置等の別途費用を含めた総額を記入

危険ブロック等を撤去するために係る費用を記入 ※

補助算定額を計算のうえ記入

補助金の申請に当たり，町税（町民税，固定資産税，軽自動車税及び国民健康保険税をいいます。）の納付状況について，町が調査・確認することについて同意します。
また，城里町暴力団排除条例（平成23年城里町条例第21号）に規定する暴力団員等でないことを誓約します。

申請者　**城里　太郎**

（本人又は法人等の代表者が自署しない場合は、記名押印してください。）

同意事項及び誓約事項を確認の上、自署ください。

※…見積書と整合する必要があるため，事前に町にご相談ください。

2　添付書類

(1)　付近見取り図

(2)　補助事業の内容が分かる書類

・ブロック塀の構造、高さ及び延長を示す図面（平面・立面・断面）

(3)　現況を示す明瞭な写真

(4)　対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し

・内訳の明細及び施工業者等の押印があるものに限る。

(5)　申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書

(6)　危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書

(7)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

※(1)～(7)について

(1) 付近見取り図

…申請地が確認できる地図等

(2) 補助事業の内容が分かる書類

…ブロック塀の構造、高さ及び延長を示す図面（平面・立面・断面）

(3) 現況を示す明瞭な写真

…ブロック塀の現況写真

(4) 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し

…補助額を算定するうえで必要。

(5) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては，当該申請に関する他の共有者の同意書

…任意様式。危険ブロック塀等の所有者が複数いる場合に必要。

※所有者が単独の場合は提出不要。

(6) 危険ブロック塀等が存する土地の登記事項証明書

…水戸地方法務局にて取得（法務局取得３か月以内，地紋紙の原紙で提出）

(7) 前各号に掲げるもののほか，前各号に掲げるもののほか、町長が必要があると認める書類

…申請内容が(1)～(6)の提出書類で確認できない場合，別途提出を求める場合があります。

例1) 土地の登記事項証明書で危険ブロック塀の所有者が確認できない場合，建物の登記事項証明書等を提出

例2) 工事種別が「一部撤去」の場合，残るブロック塀等の安全性について確認できる書類を提出 等

３）変更等承認申請書

様式第４号（第９条関係）

申請日を記入 → 令和４年　４月　１日

城里町長　　様

住　　所　　城里町○○○

名　　称

認印可

法人の場合は、代表の氏名を記入 → 代表者職・氏名　○○○　○○○　㊞

連絡先　　０２９-□□□-□□□□

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書

申請直後に交付された「決定通知書」の日付、番号を記入

令和４年６月１日付け城里都建第○○号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金について，下記のとおり変更等をしたいので，城里町危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第９条第１項の規定により申請します。

記

１　変更等の内容

例）　事業内容の変更

ブロック塀の撤去を全部撤去から一部撤去に変更した

２　変更等の理由

例）　道路と敷地と高低差があり、敷地内の土が道路へ流出するのを防ぐため

事業の変更内容に応じて、添付資料が必要な場合があります。
・計画変更後の見積書　等
・計画変更後の内容がわかる図面　等
・ブロック塀の一部が撤去せず残る場合について、倒壊の危険性がない計画であることが確認できる資料　等
・現地写真　等

４）実績報告書

様式第６号（第10条関係）

申請日を記入 → 令和４年　４月　１日

城里町長　　様

住　　所　　城里町○○○

名　　称

認印可

法人の場合は、代表の氏名を記入 → 代表者職・氏名　○○○　○○○　㊞

連絡先　　０２９-□□□-□□□□

危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書

申請直後に交付された「決定通知書」の日付、番号を記入**（変更承認を受けた場合は変更承認通知書の交付年月日・番号を記入）**

令和４年７月１日付け城里都建第○○号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金に係る補助事業が完了したので、城里町危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　交付決定額　　金　２００，０００　円

申請直後に交付された「決定通知書」で決定した交付額を記入（変更承認を受け交付額が変更となる場合は、その額を記入）

２　実　績　額　　金　３４０，０００　円

危険ブロック等を撤去するために要した費用（控え壁等の補強費用は含まない）を記入

３　添付書類

(1)　補助事業に係る契約書の写し

(2)　補助事業に係る領収書等の写し

(3)　撤去作業中及び補助事業完了後の危険ブロック塀等の写真

(4)　産業廃棄物管理票の写し（産業廃棄物の処分に係る費用を補助対象経費としている場合に限る。）

(5)　前４号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認める書類

５）交付請求書

様式第８号（第12条関係）

申請日を記入 → 令和４年　４月　１日

城里町長　　様

住　　所　　城里町○○○

名　　称

認印可

法人の場合は、代表の氏名を記入 → 代表者職・氏名　○○○　○○○　㊞

連絡先　　０２９-□□□-□□□□

危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書

「確定通知書」の日付、番号を記入

令和４年７月１５日付け城里都建第○○号で確定通知のあった危険ブロック塀等撤去補助金について、城里町危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第12条条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

１　請求金額　　金　２００，０００　円

２　補助金の振込先

金融機関名	○□銀行	支店名	城里支店
預金種目	普　通　・　当　座		
口座番号	１２３４５　－　６７８		
ﾌﾘｶﾞﾅ	□□□　○○○		
口座名義人	□□□　○○○		

6　添付書類等 参考例

1）見積書 参考例

御見積書

申請者名と一致（連名でも可）

作成日　令和○年○月○日

○○○　○○○　様

株式会社×××　城里営業所
〒○○○-○○○○
城里町○○○

建築場所：城里町○○○
工事名称：危険ブロック塀撤去等工事

本社，支店，営業所は城里町内か
建設業，解体工事業の許可を有するか

内容		数量		単価	金額	備考
【補助対象部分】危険ブロック塀撤去工事						
	1　撤去費	21.04	m	*** ***	*** ***	
	2　処分費	1	式	*** ***	*** ***	
	3　運搬費	1	式	*** ***	*** ***	
	4　諸経費	1	式	*** ***	*** ***	
	小計				* *** ***	
【補助対象外部分】控え壁設置工事						
	5　コンクリート基礎工事	4	箇所	*** ***	*** ***	
	6　ブロック積	4	箇所	*** ***	*** ***	
	7　運搬費	1	式	*** ***	*** ***	
	8　諸経費	1	式	*** ***	*** ***	
	小計				* *** ***	
【補助対象外部分】新設ブロック、フェンス工事						
	9　基礎工事	4	箇所	*** ***	*** ***	
	10　ブロック積３段工事	4	箇所	*** ***	*** ***	
	11　フェンス工事	1	式	*** ***	*** ***	
	12　運搬費	1	式	*** ***	*** ***	
	13　諸経費	1	式	*** ***	*** ***	
	小計				* *** ***	
合計（税抜）				* *** ***		
消費税（10%）				* *** ***		
合計（税込）				* *** ***		

補助算定には補助対象部分（税込）のみが該当するため，補助対象部分と補助対象外部分と項目を分けると交付申請書記入時スムーズです。

２）共有の場合の同意書 参考例

交付申請時に添付が必要です

共有物であるブロック塀の撤去についての同意書

危険ブロック塀等の所在地

申請者名

私は，城里町＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に存する塀を撤去するため，＿＿＿＿＿＿＿＿が，城里町危険ブロック塀等撤去補助金交付申請を行うことに同意いたします。

何の共有者であるか（土地，物）
確認できるよう記入願います

令和　年　　月　　日

（〇〇共有者）

住所

氏名　　㊞

住所

氏名　　㊞

住所

氏名　　㊞

住所，氏名について
登記事項証明書等の共有であることが確認できる書類と表記が一致するように記入願います（旧漢字，地名地番・住居表示等　注意）

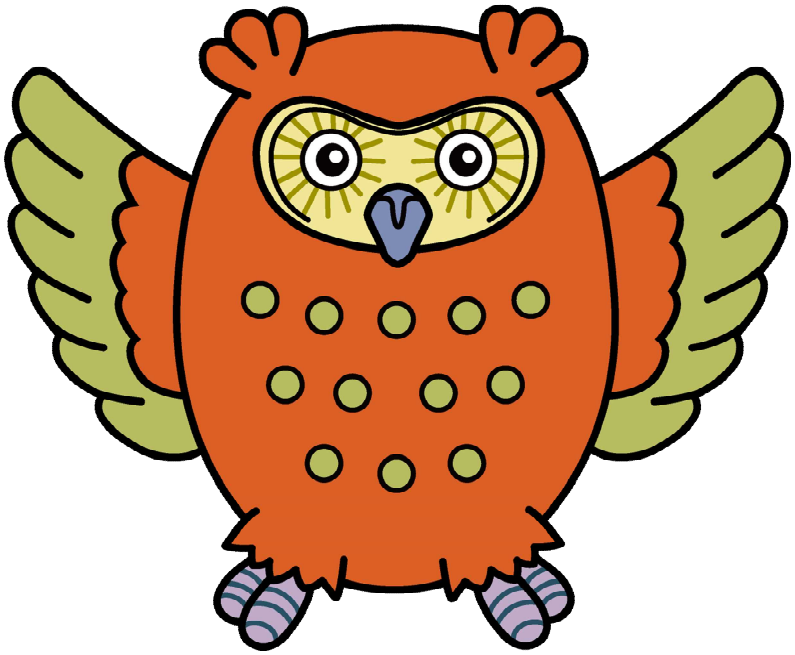

（問い合わせ先）
城里町役場　都市建設課　都市計画・住宅G
〒311－４３９１　城里町大字石塚1428-25
TEL：(代表)029-２８８－３111（内線）２７８、２７９